

徳島県告示第三百二十四号

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第五十二条及び第五十三条の十において準用する徳島県収入証紙条例（昭和三十九年徳島県条例第二十一号）第五条第一項の規定に基づき、令和元年十月一日に指定した自動車税の環境性能割の証紙及び自動車税の種別割の証紙の売りさばき人について、次のとおり指定を取り消したので、徳島県税条例第五十二条及び第五十三条の十において準用する徳島県収入証紙条例第五条第三項の規定により告示する。

令和二年五月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

所在地	名称	取消年月日
徳島市応神町応神産業団地一番地六	一般財団法人徳島県自動車税証紙取扱協会	令和二年四月一日